

収入要件

収入のある認定対象者の収入

●年間収入：130万円未満（月額108,334円未満）であること。※60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は180万円未満（月額150,000円未満）。

※短期雇用契約であっても、月収が認定限度額（108,333円等）を超える雇用形態の場合は、その期間は認定できません。

	年間収入	月収	失業給付・傷病手当金等日額
60歳未満	130万未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万未満	150,000円未満	5,000円未満
障がい者	180万未満	150,000円未満	5,000円未満

●上記かつ、被保険者の収入の2分の1未満であること。

【収入】とは

- ①給与収入・自営業収入・自由業収入（農・商・漁・林業等の事業所得および原稿料・出演料等）
- ②各種年金（老齢・遺族・障害・企業・共済等）・恩給の収入
- ③不動産収入（土地・建物・駐車場等）
- ④利子収入（預貯金利子・有価証券等による利子収入）・投資収入（株式所得・配当金等）
- ⑤その他継続性を有する実質的に収入と認められるもの

自営業者の収入について

健康保険法における自営業者等の収入については、【総収入から「直接的必要経費※」を差し引いた額】となっており、税法上の『所得』で勘案するものではありません。直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」であり、事業所得を得るために必要とする最低限度の経費です。（具体的にはケーキ屋さんの小麦粉、卵等）

オリエン트コーポレーション健康保険組合が直接的経費として認める経費一覧

科目	可否	備 考
給料賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	△	原則認めません。当該年度に購入したものに限り個別で判断いたします。
貸倒金	×	
地代家賃	△	※自宅と事務所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	※自宅と事務所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用は直接的経費として認めません。
通信費	△	※自宅と事務所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	※自宅と事務所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます。
福利厚生費	×	
雑費	△	原則認めません。内容により個別に判断いたします。

※直接的経費とする金額は、確定申告時の控除額を上限として健康保険組合が認めたものとします。

※当該年度に購入したものに限り、経費として認定します。

「被扶養者認定添付書類」(全ての添付書類は直近の書類でご提出願います)

被扶養者届(異動届)に下記の書類を添付して事業所に提出してください。

各ケースに応じた扶養認定書類を提出してください。複数のケースに該当する場合はその必要書類全て提出願います。
また、夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定の際には、夫婦双方の収入比較を行いますので、被保険者以外の方の収入がわかる資料をご提出下さい。なお、ご提出いただいた書類で扶養認定の確認ができない場合は、追加で書類の提出をお願いする場合もございます。※別世帯の被扶養者認定申請の場合は、仕送り額が明確になるよう、仕送り証明書類を必ず添付してください。((仕送り)1/2・2/2 参照)

★ 複数のケースに該当する場合はその必要書類すべてご提出ください。

認定添付書類 被扶養者		世帯全員・続柄・ 世帯主が 記載されている 住民票謄本 (原本) (※1)	収入確認資料 (非)課税証明書 (原本) (※2)など 詳細は別表参照	直近の年金振込 通知書(コピー) (※3)など	学生証(コピー) もしくは 在学証明書 (原本)	仕送り証明 銀行振込の通帳の写し等 詳細は(仕送り)参照
父・母		○	○	○ 年金受給者のみ		○ 別世帯の場合
配偶者		○	○	○ 年金受給者のみ		
子	中学生以下	△(※1)				
	中学卒業以上の学生	○			○	
	中学卒業以上の学生以外	○	○			○ 別世帯の場合 (※4)
兄弟姉妹・孫	中学生以下	○				
	中学卒業以上の学生	○			○	
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○ 年金受給者のみ		○ 別世帯の場合 (※4)
義父母		○	○	○ 年金受給者のみ		別世帯の場合 被扶養者になれません

≪証明書類の注意点≫

※1 住民票謄本：被保険者との同一世帯・別世帯を確認するため、世帯全員・続柄・世帯主が記載されているもの。

(扶養家族が複数いる場合、世帯全員が記載されているものであれば1部で可)

被保険者との続柄が住民票に記載されていない場合や被保険者と姓が違う場合は、被保険者との関係が確認できる戸籍謄本を添付してください。又、養子縁組した被扶養者を申請する場合も戸籍謄本を添付して下さい。

△⇒新生児の場合、被扶養者届(異動届)に個人番号の記載があれば住民票を省略することが出来ます。

※2 (非)課税証明書：年間収入を確認するため、収入金額の表示があるものをご用意下さい。

(該当年度【直近】1月1日現在居住地の市区町村の役場で交付しています。)

※3 年金(公的年金・個人年金・企業年金・遺族年金・障害年金等を含むすべての年金)・恩給を受給しているものが対象となります。

⇒通知書や試算表は氏名と金額が判る最新のものをご用意下さい。

※4 単身赴任者の場合：配偶者と同じ世帯に居住している被扶養者は同一世帯とみなします。

配偶者と別に居住している被扶養者は別世帯とみなします。

「省略」された証明書で上記内容が確認できない場合は、再度証明書を取り直していただきます。

ご提出された扶養認定書類は扶養認定以外には使用いたしません。また、書類は返却いたしません。

添付書類の例(全ての添付書類は直近の書類でご提出願います)

[別表]

被 扶 養 者 に す る 者 の 状 況				必 要 書 類
前年度より継続して年間収入が条件を満たす者で、主として被保険者の収入により生計維持されている ※収入要件参照 ※ 孫の場合は両親の収入確認書類が必要				・住民税の(非)課税証明書 ※収入金額の表示があるもの 《該当年度1月1日現在居住地の市区町村役場にて交付している》
前年度は年間収入が条件を満たさないが申請時以降は条件を満たす予定の者で、主として被保険者の収入により生計維持されている	退職した者	勤務先で雇用保険に加入していた	失業保険の受給を最初から受けない	・雇用保険被保険者離職票－1 ・雇用保険被保険者離職票－2
			失業保険の受給を最初から延長申請している	・雇用保険被保険者離職票－1 ・雇用保険被保険者離職票－2 ・受給期間延長通知書
			失業保険の受給を途中から延長申請している	・雇用保険受給資格者票 ・受給期間延長通知書
			失業保険の受給を終了している	・雇用保険受給資格者票(全面コピー) (受給終了印字あるもの)
			失業保険の受給を受けている	受給期間中は扶養に入れない、受給終了してから扶養申請のこと
		勤務先で雇用保険に未加入だった	公務員	・共済組合資格喪失証明
			その他	・退職証明 ・退職時直近の給与明細(コピー)
	就 業 中	勤務先の収入確認		確認書(収入が確認できる書類) ・給与明細直近3～12ヶ月分コピー、 ・雇用契約書コピー (雇用期間・賃金・勤務時間・勤務日数・社保加入等記載のある) ・雇用証明書
収入や現況に関する証明等	収入の種類	年金・恩給 (公的年金・個人年金・企業年金・遺族年金等) ・課税、非課税を問わず全ての年金が対象		・年金振込通知書コピー ・年金改定通知書コピー ・年金受給額試算表コピー
		事業収入 ・自営業等		受付印(申請日)記載がある過去3年分 ・確定申告書第1表、2表(コピー) ・収支内訳書(損益計算書)コピー
		不動産収入		受付印(申請日)記載がある過去3年分 ・確定申告書第1表、2表(コピー) ・収支内訳書(損益計算書)コピー
		雑収入 ・原稿料・印税・講演料等		受付印(申請日)記載がある過去3年分 ・確定申告書第1表、2表(コピー) ・収支内訳書(損益計算書)コピー
		利子・株配当金等の収入		受付印(申請日)記載がある過去3年分 ・確定申告書第1表、2表(コピー) ・利子や配当の通知書(コピー)
		出産手当金・傷病手当金		保険給付支給決定通知書コピー
		仕送り ・送金証明書類は毎月誰から誰へいついくら振込したか証明できるもの (詳細は(仕送り)参照)		・金融機関の受取人の通帳コピー ・現金書留の封筒と受領書コピー ・金融機関の振込明細書等コピー
	事業を廃業した			・廃業届(写)

別世帯の被扶養者家族への『仕送り証明』について

被保険者と離れて生活している場合、被保険者からの仕送りによって生活が維持されていることが被扶養者の条件となります。

・被保険者と『別世帯』の方

※ 徒歩数分の距離の為にほぼ毎日別世帯者宅(もしくは被保険者宅)で生活をしているなどの場合でも、住民票の表記が別の場合は『別世帯』となります。

・『仕送り証明提出』の対象外となる家族の方

・学生の方

・単身赴任中(*)の被保険者と別世帯(別居)の「配偶者」または「配偶者と同一世帯の家族」

※ 配偶者と同居でない被保険者の家族は「仕送り証明提出」の対象となります。

* 単身赴任とは・・・

会社からの転勤命令により配偶者と別居している状態をいいます。

下記の図の場合、配偶者が他の家族と同居しているか否かで同一世帯・別世帯の扱いが変わり、それにより仕送り証明提出の対象・対象外の扱いも代わります。

図 i は同一世帯扱いになりますので仕送り証明提出対象外、図 ii は別世帯扱いになりますので、仕送り証明提出対象となります。

(下図の図 ii の場合は別世帯扱いになりますので、義父・義母はその時点で扶養の要件を満たさないで、扶養の認定はできません。)

図 i

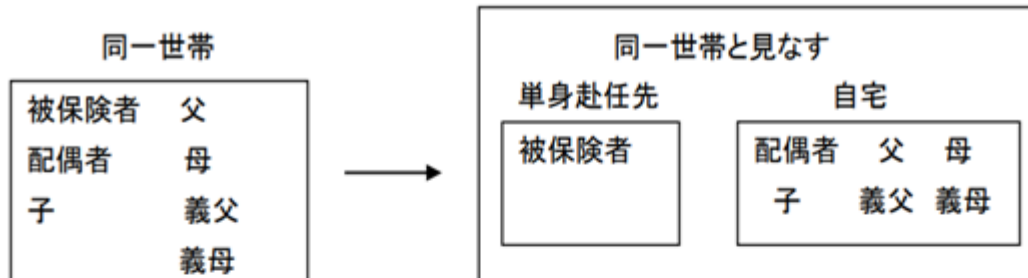
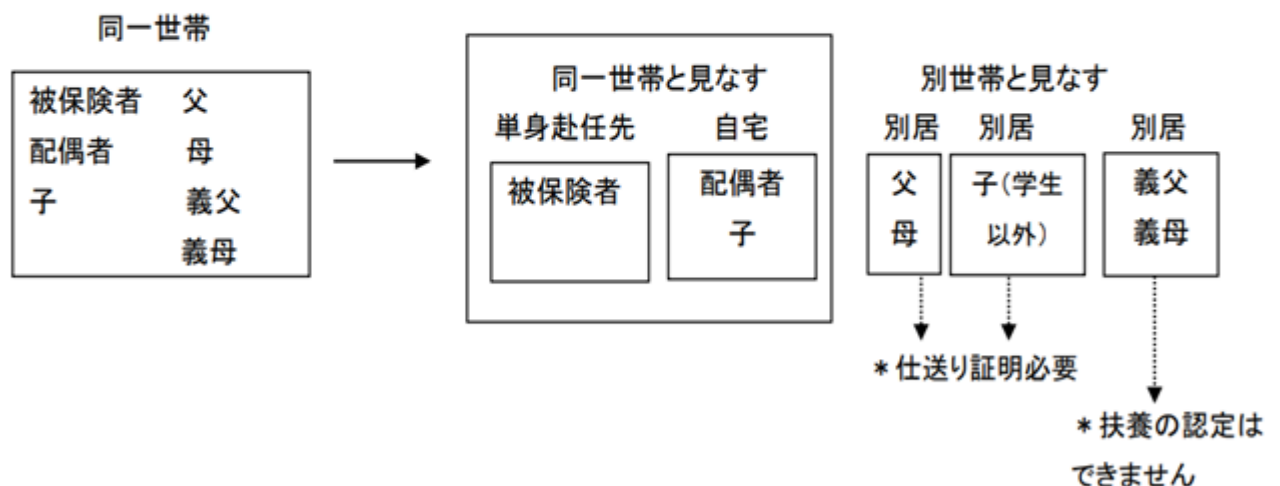


図 ii



以下の①～③の全てが満たされているかを審査します。

① 別世帯者の収入以上の金額を送金している

(別世帯者の収入(給与収入・年金収入・不動産収入など生活費を充当できるものすべて)以上の仕送りが被保険者からなされ、その仕送りにより主として生計が維持されている必要があります。

※ 別世帯者の収入に関する証明書も提出が必要です。

② 仕送りは定期的に行っている

仕送りは「生活に要する費用」ということを踏まえ、原則として毎月行っていることが条件となります。

③ 公的な仕送りの証明書を保管している

仕送りは、『現金』による『公的第三者によって証明できる方法での仕送り』しか認められません。その証明として、公的第三者によって発行されている以下の書類のいずれかを保管してください。

※ 書類が提出できない場合は、仕送りがされていないとみなします。

送金の種類	公的な証明書となる書類
◆銀行または郵便局からの振り込み (インターネットからの振込み含む)	1.誰から誰へ 2.いつ 3.振込み額 を証明できるものがが必要です。 ※振込み人は被保険者名義以外不可 ・受取人の金融機関の通帳コピー 通帳は表紙と、入金された6ヶ月分の内容がわかる全てのページをコピーしてください。(提出時は、不要部分を消してください) ・金融機関の振込み利用明細書、振込み依頼書等<写し>6ヶ月分 (振込人、受取人、送金日、送金額、金融機関出納印など確認できるもの)
◆現金書留	封筒と受領書 6ヶ月分<写し>
◆介護施設等の入所費用、 介護サービス等の費用負担	被保険者宛の領収書 6ヶ月分<写し>

【ご注意ください！】 上記①～③以外は、仕送りとは認められません。

- ・生計費を「手渡し」している
 - ・仕送りはしていないが、近隣に住んでいるため、食費などの生活費は、被保険者が負担している
 - ・被保険者が購入した食材などの現物を渡している
- などは、仕送りとは認められません。

※ 単なる生活支援を行っている場合は、生計を維持しているとは認められません。

被 扶 養 者 資 格 確 認 チ ャ ー ト

